



欧州統合と中央銀行金融政策の基本原則について

著者	原田 輝彦
雑誌名	関西大学商學論集
巻	60
号	1
ページ	27-50
発行年	2015-06-25
その他のタイトル	One Aspect of ECB's Basic Financial Policies Principles related with European Union's History
URL	http://hdl.handle.net/10112/9317

欧州統合と中央銀行金融政策の基本原則について

原 田 輝 彦

キーワード

独仏の和解, 冷戦, マーストリヒト条約, EU, 超国家的国際機関, 国家主権の一部委譲, 共通農業政策, 共通通商政策, 経済通貨同盟, 通貨統合

目次

1. はじめに……………	4
2. 欧州戦後復興過程	
2-1. 欧州統合の開始……………	5
2-2. 欧州統合の過程……………	9
3. 欧州経済共同体の創設と発展過程	
3-1. 欧州経済共同体……………	10
3-2. 欧州防衛共同体……………	12
3-3. EECとEC……………	17
4. 通貨統合	
4-1. 欧州統合とEU……………	18
4-2. 欧州中央銀行……………	23
5. おわりに……………	24
引用・参考文献……………	26

本稿はゲーテ大学ILF研究所における関西大学在外研究員（平成23年度）としての研究成果の一部である。

Here is my report entitled “One aspect of ECB’s basic financial policies principles related with European Union’s history “ to the Kansai University under the Regulations of the University’s Overseas Research Program 2011-2012.

関西大学在外研究員：Overseas Researcher from Kansai University

1. はじめに

1945年5月8日、ナチス・ドイツは欧州戦線に属する各戦域で連合国に無条件降伏した。ここに1939年9月1日、ポーランドへの無警告・電撃侵攻により開始された広大な欧州戦域での凄惨な戦闘が繰り広げられ、戦闘員のみならず、夥しい一般市民をも巻き込んで6年近く続いた第2次世界大戦は漸く終結した。敗戦後のドイツは、第1次世界大戦(1914年～1918年)¹⁾を含めて、20世紀の前半僅か50年にも満たない短い時間の中で2度にわたり欧州全域を戦場とした代償²⁾を支払わされることになった。一方、この戦争で連合国が辛くも戦勝を獲得した原因は、長期にわたる戦闘過程の全体を通じて、連合国の中心的役割を担った米国・英国・ソ連による軍事力の行使に加えて、ナチス・ドイツ占領下、各地で起こった被占領地住民らによる対独軍事抵抗活動＝レジスタンスや、遠くアジア地域での対日抵抗民族闘争を継続した諸勢力が全体主義³⁾の打倒のために共闘した成果である。戦争終結後、国際連盟⁴⁾に代わる新たな国際平和維持機能を担う超国家機構たる国際連合が成立した。国際連合誕生に際しては、1941年6月、ドイツが突如東部戦線の戦端を開いた独ソ戦開始直後同年8月に発表された大西洋憲章に基づく「国際協調と民族自決主義」と共に、「恒久的制度としての一般安全保障制度構築」⁵⁾が取り入れられた⁶⁾。国際連合発足後、第1回総会が1946年1月にロンドンで開催され、

1) ドイツ帝国による強引な膨張主義の結果、建艦競争等19世紀末から20世紀初頭にかけて形成されていた欧州域内勢力均衡を崩壊させた。

2) ベルサイユ条約による第1次世界大戦敗戦国であるドイツに対する過酷な賠償責任の強制履行が、結果としてヒトラーの台頭を許し、欧州全土を第1次世界大戦終結から20年強という短時間の裡に再び人類史上未曾有の大被害をもたらしたことに鑑みた連合国は、第二次世界大戦後のドイツに巨額金銭賠償を再び課することはなかった。

3) ナチズム(ヒトラー総統が率いるドイツ第三帝国)、ファシズム(独裁者ムッソリーニが率いるファシスト・イタリア)、大東亜共栄圏を呼号する軍国主義(近衛文磨、東条英機ら当時の歴代首相ら戦争指導を行った大日本帝国)と各戦域で展開された戦争の原動力となった思想、イデオロギー等は、それぞれその名称こそ異なるものの、自国の国益増進、追求のためには手段を選ばない、という切り口からは共通する要素が多く観察される。

4) 1920年、スイス・ジュネーブに設立された。第2次世界大戦後、米国ニューヨークに設立された国際連合とは異なり、軍事制裁を行えるだけの実力部隊を持たず、また全会一致を原則とする意思決定方式が採用されたこと等もあって、加盟諸国間で頻発した紛争解決に対し超国家機関としての実行力が伴わず、結果として第2次世界大戦を防止できなかった。このことを踏まえて、第2次世界大戦後の1945年10月、新規設立された国際連合は米・英・仏・中・ソ戦勝国5カ国からなる常任理事会を組織すると共に、これら5大国に拒否権発動を認める等、大国間の国益を巡る国家意思対立に伴う機能不全が出現する可能性を減らす仕組み造りが行われた。

5) 国連憲章参照。

6) この間の経緯については、以下の通りである。これら2原則は、折柄の独ソ戦で大きな損害を受けることを余儀なくされていたソ連からも賛同を受け、1942年1月、連合国共同宣言に継受された。その後、

前年1945年8月15日無条件降伏後、大日本帝国政府が9月2日東京湾上での降伏文書調印を以て終結をみた第二次世界大戦後の国際秩序は、かかる事情から戦勝国である連合軍諸国の意向が強く反映されるものとなった。欧州に於いて米・英・仏・ソ4カ国により分割占領された敗戦後のドイツにとって、これら4カ国のうち、殊に米・ソ2超大国の意向が敗戦後の国家再建の上で、決定的な影響を与えるものとなった⁷⁾。このような国際関係上の現状に徴すると、普仏戦争勝利を契機とする1871年1月プロイセン王ヴイルヘルム一世による領邦国家統一・ドイツ帝国誕生以来、隣国のフランスと不倶戴天の敵国関係になったドイツは、戦後国連による新世界秩序形成に強く規定されながらも、第2次世界大戦終了後には(i)フランスを含む欧州域内隣国との和解や国際協調、(ii)過去に自国がもたらした戦争被害に対する真摯な償いを重要国策に措定して欧州に於ける地位確保に腐心することになった。

本稿で詳述する「欧州中央銀行金融政策の基本原則」についても、第2次世界大戦終了後の疲弊した欧州全土を再び復興して行くにあたり、今日のEU/European Union = 欧州共同体に繋がる1948年、マーシャル＝プラン⁸⁾を受け入れるべく形成されたOEEC/Organization of European Economic Community = 欧州協力機構を嚆矢とする欧州域内に於ける超国家的国際機関にまで遡及して考えて行く必要がある。

2. 欧州戦後復興過程

2-1. 欧州統合の開始

共通の敵であったナチス・ドイツ、ファシスト・イタリア打倒を共通の目標に置いて、開戦以来連合して戦ってきた米・英・ソの3カ国は、資本主義と社会主義というそれぞれのイデオロギーに照らすならば、本来は“水と油”に喩えられる両体制相互間の相違をひとまず不問にして共同歩調を取ってきた。しかしながら、このような見せ掛けだけの協調関係は、全体主義

7) 1943年10月、モスクワ宣言では米・英・中・ソ4カ国の間で、国際連合に化体される国際平和機構の必要性について言及された。戦争の帰趨が明らかになりつつあった1944年10月、米国ワシントン郊外ダンバートン＝オークスに於けるこれら米・英・中・ソ4カ国会議で国際連合憲章草案が起草された。1945年2月、クリミア半島保養地で開催されたヤルタ会談に於いて、拒否権行使可能事項範囲を巡る米・ソ2超大国間合意が形成される等、未解決課題についても調整が行われた。1945年4月、連合軍50カ国を招致してサンフランシスコ会議が開かれ、2ヵ月後の6月、国際連合憲章を採択。同じ年の10月、正式に国際連合成立となった。

7) 東西分割された旧西ドイツと旧東ドイツ統合は、敗戦後45年が経過した1990年10月3日のことである。

8) 当初はソ連を含む欧州全域を復興する構想であったものの、ソ連及びソ連の影響下にあった東欧諸国が会談の途中で脱退した。4年間に及ぶ計画期間中に米国は総額120億ドル以上の援助を実施して、戦後欧州の経済復興進捗に大いに寄与した。計画期間後半以降は、対ソ封じ込め政策に基づき、軍事援助が重点領域となり、後年の北大西洋条約機構/NATO=North Atlantic Treaty Organizationが成立する素地を作った。

国家打倒を以ってその存在理由を喪失し、戦勝後、新たに再構築される国際秩序の主導権が如何に取られるべきかを巡り、対立関係が先鋭化するようになった。これが冷戦の始まりである。政権交代後、下野していた英国前首相チャーチルは、1946年3月、米国ミズーリ州フルトンで“鉄のカーテン”演説を行った。「北はバルト海のシュチェチンから、南はアドリア海のトリエステまで、国際共産主義による鉄のカーテンが降ろされている。」

当時の欧州情勢は、ナチス・ドイツによる占領から解放されたギリシアで、ソ連に支持されていた共産ゲリラの活動が先鋭化し、内戦が拡大し始めていた一方、東部戦線に於ける戦勝過程でソ連軍が通過して行った東欧・中欧諸国に戦争終結後も引き続きソ連軍が駐留を継続していた。ハンガリー、ポーランド、チェコ・スロバキア、オーストリア等では、ソ連の独裁者スターリンによる強引な共産主義化が進行しており、ほかならぬ分割占領中のドイツ東部地域もまた、ソ連共産党の指令に基づき、資本主義陣営に属することになったドイツ西部地域と袂を分かち、同じドイツ民族が2つの独立国家を形成するに至る。

1947年2月になると、英国は大戦中ソ連との交渉過程で自国勢力圏とみなしてきた前出ギリシア及びトルコに対する財政支援打ち切りを米国に通告して、肩代わりを要求した。同年3月、トルーマン大統領は米国議会演説でソ連を名指しすることこそ避けたものの、ソ連支配地域内に於いて共産党一党独裁が強行され、当該諸国の国民が基本的人権を構成する内心の自由と言論を抑圧されている、と述べた。トルーマン大統領は、更に(i)全世界がナチス・ドイツ等全体主義ファシズムを打倒することに成功したにも拘わらず、再び今度は短時日のうちに共産主義ソ連が主導する、新たな全体主義と自国米国を盟主とする自由主義体制に二分されていること、そして(ii)かかる由由しき全体主義国家による世界侵略の脅威に対して、米国が専制政治に抵抗しようとしている諸国を援助することは米国の責務である、とさえ述べた⁹⁾。

このような米国による大西洋を超えた対ソ政策が推移して行く一方で、欧州域内に於いても戦後新秩序建設を如何に進めて行くかに関して、ソ連の直接支配が及ばない西欧域内に於いて米国と足並みを揃えながら、自由主義に基づく経済復興政策を敗戦国であるドイツの西部地域¹⁰⁾・イタリア、そして戦勝国であるフランス、ベネルクス3国¹¹⁾も選択することになった。

9) 所謂“トルーマン・ドクトリン”である。米国はこれに基づいて、ギリシア及びトルコに対する軍事的・政治的援助を開始した。この考え方に於いて表明された米国の対ソ戦略が「封じ込め政策」である。この政策は漸く1980年代後半に至って、共産党官僚の腐敗と莫大な非生産的支出に特徴付けられる軍拡政策による財政破綻、慢性的物資不足、官僚主義・員数合わせに見られる形式主義等がソ連社会から活力を奪うことに寄与した。この後に、ソ連が弱体化してゴルバチョフソ連共産党書記長によるグラスノチ=情報公開、ペレストロイカ=改革政策が導入されて、1990年に彼は引き続きソ連共産党書記長のままで強力な権限を持つ新設されたソ連初代大統領に就任した。1990年7月、ソ連共産党第28回大会に於いて、党は一党独裁を廃棄した。このような一連の流れに浸されたソ連は、1991年12月24日、遂に消滅し、独立国家共同体となって21世紀の今日を迎えている。

10) ドイツ西部地域は1949年9月、ドイツ連邦共和国=通称、西ドイツとして建国された。一方、ドイツ東部地域は同じ1949年10月、ドイツ民主共和国として建国され、この後1990年10月3日東西ドイツが統一

具体的には1947年6月、米国マーシャル国務長官の提唱になる欧州経済復興援助計画＝マーシャル・プランを受け入れ、翌1948年4月には同経済復興援助計画受け入れのため西側諸国16カ国から構成される欧州経済協力機構/OEECが設立された（前出）。これら原加盟国16カ国にまもなく西ドイツ及びスペインも加盟して、ソ連の影響を強く受ける東欧諸国とは一線を画する総計18カ国からなる経済協力体制が成立し、これを母体とする第二次世界大戦後の西欧諸国経済は急速に復興を遂げるに至った。マーシャル・プランそれ自体は、米国が欧州経済復興援助を通じてソ連の影響を排除して、東欧諸国が社会主義化することを阻止¹²⁾することを意図した米国による欧州戦後秩序形成の一環をなすものであり、米国に対抗すべくソ連が東欧諸国を自国の衛星国家化を強行したため、米国の当初の思惑は結果としては完全に達成されることはできなかった。ソ連の拡張主義に対抗するためには、最終的には軍事衝突も起こり得る、と想定されたこともあり、同じ1948年3月、反共＝事実上は反ソ連イギリス、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク5カ国から構成される軍事同盟である西欧州連合条約/WEU＝ブリュッセル条約が締結された。

一方、欧州新秩序形成のもうひとつの旗頭であるソ連は、マーシャル・プランに対抗するために1947年10月共産党情報局/コミンフォルム＝Cominform¹³⁾を設立した。その思想的背景には、レーニン『帝国主義論』に遡る“世界は帝国主義勢力と反帝国主義勢力とに二分されており、帝国主義勢力を反帝国主義勢力が打倒して、共産党一党独裁体制を樹立し、資本主義から社会主義への体制以降が行われるべきことは、歴史の必然である”とする教条主義的ソ連の政治認識による処が大きかった。1948年2月、こうしたソ連共産党の指導の下にチェコスロバキアでクーデターによる政権打倒が起き、チェコスロバキア共産党が非共産党閣僚を辞任に追い込み、併せて総選挙実施後議会に於いても雪崩を打って共産党議員が圧倒的多数派勢力掌握に成功した。同じく1948年6月、チトー大統領の下で“バルカン連邦”なる非ソ連型独自の国家体制構築を目指していたユーゴスラビアに関しても、東欧支配強化を策するソ連はコミンフォ

ゝされるまでの約40年間、同じドイツ民族の国家でありながらも、前者が自由主義を奉じる西側資本主義陣営に、後者が社会主義を奉じる東側陣営に分断される事態を迎えた。

11) オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの3国である。何れも領土面積こそ小さいものの、独仏間に位置しており、大陸部欧州の要衝を占めている。ベルギーの首都ブリュッセルには、今日EU本部が置かれている。

12) 西側諸国に入ることを選択したフランス、イタリアも、戦後の経済混乱に不満を持つそれぞれの国民の支持を受けた共産党が一時期勢力を拡大したものの、両国も急速な経済復興を遂げたため、資本主義を基調とする政権に強力な影響を与えることは回避された。

13) Communist Information Bureauの略称である。1947年～1956年にかけてマーシャル・プランと同様、冷戦期欧州政治・経済体制に対し大きな影響を与えた。ソ連、フランス、イタリア、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、チェコスロバキア、ポーランド、ユーゴスラビア9カ国共産党が設立した。チトー大統領との路線の相違から、1948年ユーゴスラビアを除名した。1949年、東ドイツが加盟した。1956年に平和戦線統一、加盟9カ国各国共産党の自主性を尊重することを名目にして解散した。

ルムからの追放を決定して着々と欧州域内に於ける自国影響力¹⁴⁾を強めて行った。ソ連は更に1949年1月に至り、経済援助会議/COMECON¹⁵⁾を東欧6ヶ国に加えて、後にはモンゴル、キューバ、北ベトナムを含む社会主義諸国との間に結成する等、欧州域内だけに留まることなく、遠くアジアにまで至る冷戦体制が構築されることになった。

本稿冒頭で「欧州中央銀行金融政策の基本原則」を理解するために「第2次世界大戦終了後疲弊した欧州全土を再び復興して行くに際し、今日のEU/European Union = 欧州共同体に繋がるOEEC/Organization of European Economic Community = 欧州経済協力機構を嚆矢とする欧州域内に於ける超国家的国際機関にまで遡及して考えて行く必要がある」と筆者が述べた理由は、以上の通りである。すなわち、欧州新秩序形成時期である1940年代後半から1960年代を経て、1993年2月マーストリヒト条約発効後、2015年の今日に至る70年間、二大超大国であった米国と当時のソ連とがそれぞれ自国の国益を最大化して行こうとする動きを横目で見ながら、肝腎の欧州諸国自身にも冷戦構造が支配する状況の中で、様々な思惑があった、ということである。欧州中央銀行/ECB = European Central Bankによる金融政策が実行される環境の下で、欧州諸国が域内に於ける政治的・経済的な繁栄を遂げていくために、1999年1月1日、通貨統合実施を断行した。これは、独立した複数の国民国家が、それぞれの“国家主権そのもの”を構成している自国通貨を完全に廃棄して全く新しい域内共通通貨－しかも金或いは銀等の貴金属を本位貨幣とすることもなく、いきなり管理通貨制度下の新銀行券を基軸とする－を導入することであり、古今の歴史に嘗てない企てであった¹⁶⁾。もっともEUは慎重の上にも慎重を期して、起こり得べき不測の混乱を予防するため、一般市民がユーロ現金のみを使用する期日はそれから3年後の2002年1月1日とした。こうした慎重な歩みを経て、EU加盟諸国間でそれぞれの国民通貨であったマルク、フラン、ギルダー、リラ等諸国民が長年に亘って親しんできたそれぞれの国家の独自通貨廃止後、新しい共通通貨ユーロ流通に踏み切った理由のひとつには、潜在的に欧州域内諸国が共通して持っている「欧州が近世以降獲得して行った嘗ての栄光を取り戻す」という深謀遠慮があることを指摘する論者もいる。

14) ソ連はこの時期、欧州域外に於いても中ソ友好条約(1950年)締結、中国共産党指導者毛沢東との関係強化を進めただけではなく、後年の1960年10月、全面核戦争勃発一步手前まで軍事緊張が最高に高まったキューバ危機にまで繋がる「米国の裏庭」と呼ばれるカリブ海諸国に対しても、経済援助・武器輸出等積極的外交政策を推進した。

15) 1949年1月、東欧6ヶ国の間にソ連が創設した経済相互援助会議の略称。原加盟国は、アルバニア、ブルガリア、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニアである。1950年、東ドイツ、1962年、モンゴル、1972年、キューバ、1978年、ベトナムが参加した。アルバニアは路線の対立から、1961年以降事実上離脱した。

16) 後述4. 通貨統合に詳述されている。

欧州統合年表（その1） 1946年9月～1951年4月

1945年5月	第二次世界大戦、欧州戦域で終結。連合国が勝利。ナチス・ドイツ第三帝国は無条件降伏して、連合国4ヵ国によるドイツ分割占領が始まる
1946年3月	米国・フルトンでウインストン・チャーチルが「鉄のカーテン演説」。欧州東部地域に於けるソ連支配が継続する → 同地域、ソ連の衛星国家化への動きが進む
1946年9月	スイス・チューリッヒ大学でウインストン・チャーチルが欧州合衆国構想を発表
1947年3月	米国大統領トルーマンが“自由な国民を助ける”と題し、ギリシャ及びトルコに対して4億ドルの援助を与える → トルーマン宣言 この頃から、米国は反ソ連、反共産主義政策を採用する立場を明確化する
1947年6月	米国マーシャル国務長官、欧州復興計画である“マーシャル・プラン”構想を発表
1947年9月	ソ連主導により、コミンフォルム結成。“マーシャル・プラン”に対抗
1948年1月	ベネルクス関税同盟発足
1948年4月	マーシャル・プラン受け容れを受諾した西欧諸国16ヵ国が、欧州経済協力機構を設立。米国主導になる資本主義体制の下で、戦後復興に拍車を掛ける
1948年4月	欧州大会、開催
1949年4月	北大西洋条約調印。対ソ軍事同盟成立
1949年5月	西欧10ヵ国により、欧州審議会発足
1950年5月	フランス、ロベール・シューマン外相、ジャン・モネ起草による“シューマン・プラン”を発表。独仏石炭・鉄鋼産業共同管理を提唱
1950年6月	朝鮮戦争開始（～1953年7月）
1950年10月	フランス、ルネ・プレバンが欧州防衛共同体/EDC設立を提唱する ↓ “プレバン・プラン”
1951年4月	フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの6ヵ国が欧州石炭鉄鋼共同体条約/ECSC条約に調印 → パリ条約

（出所）辰巳浅嗣編 『EU-欧州統合の現在 [第3版]』 pp.264-272に筆者が一部修正加筆

2-2. 欧州統合の過程

1948年4月、欧州経済協力機構の成立から間もなくして、ハーグ欧州大会¹⁷⁾が開催された。この大会は各国の政府が主導するものではなく、大戦中にナチス・ドイツ軍と戦ったオランダ、フランス等のレジスタンスが組織したものであり、対独抵抗ゲリラ戦で中心的役割を担った個人・個人が音頭を取って開催された。しかしながら、この大会には各国から多数の政治家、経済界指導者等重要な役割を担っている人物も自発的に参加して、国境を越えた“欧州人に対するメッセージ”が宣言され、中長期的課題として“欧州合衆国”或いは“欧州連邦”建設の機運が高まった。この大会宣言を受けて、1948年10月に欧州統合委員会が創設され、「将来に向けての欧州統合」を巡る具体的検討が開始された。ところが、領土・主権・国民の三要素から

17) 1948年5月8日～同年5月10日。ナチス・ドイツ無条件降伏によって欧州戦域に於ける第二次世界大戦終結3周年を記念して開催された国際会議。

構成されている複数の独立した国民国家¹⁸⁾が将来的にはと言っても、歴史上も前例がないこの種の超国民国家的な国際組織創設検討が具体化されるに従い、路線の対立が顕わになった。“欧州連邦”を構想し、中長期的には在来の主権国家を超える連邦主義的域内統合を構想するイギリスを除く欧州大陸諸国の政治家や活動家達が唱える路線と、第二次大戦での連合軍勝利をもたらした大立て者の一人であるイギリス元首相チャーチルを筆頭とする複数の政治家達が唱える“従前通りに独立した複数の主権国家”が欧州全体に於ける共通利益を追求する目的の範囲内で、協力するに留めるべきである、とする連合主義的な主権国家間協力路線の対立がそれである。前者はフランスのシューマン外相、ベルギーのスパーク外相らが主唱する構想で、全欧州を代表する議会である“欧州総会”設立を志向するものであった。後者は、各国がそれぞれに有している国家主権をあくまでも侵犯しない従来型の国際機関を念頭に置くもので、各国代表者から構成される閣僚委員会を中枢とする各種国際委員会を設立し、更に創設される新国際組織所管領域から北大西洋条約機構/NATO=North Atlantic Treaty Organization¹⁹⁾が管轄する安全保障分野、欧州経済協力機構/OEEC=Organization of European Economic Communityが管轄する経済分野の除外も主張していた。

各種調整の結果、最終的には妥協が成立したものの、その内容はチャーチルらが唱える従来型国家間協力関係を重視する連合主義的国際組織であり、広範な欧州諸国の参加を意図して米ソ二大超大国による欧州経済・政治・外交等に対する過度の介入を抑止することを目的とするものであった。1949年8月、欧州審議会/Council of Europeがそれである。この枠組みで決定権を有する機関は閣僚委員会であり、決定に際しては多数決原理によることなく、全員一致が求められ、それは連合主義的国際組織としての意思決定が実施されるべきである、とする観点に立脚して決められたものであった。欧州審議会には、この閣僚委員会と並列して別途に諮問総会が設置されたが、文字通りこれは案件に対する単なる諮問を行う役割が付与されたに留まった。

ところで、欧州審議会の当初設立目的は、標記の通り欧州域内のことは欧州で決定する、との含意の下で、(i)政治協力促進、(ii)欧州域内の平和維持、(iii)経済・社会・公共の福祉増進等にあったが、欧州人権条約批准等に見られるように、今日では基本的人権の尊重、欧州域内に於ける各種の文化調整の役割も拡大している。2015年現在、欧州審議会加盟国の数は、原加盟国10カ国から47カ国にまで拡大しており、このことから欧州審議会が1949年8月、その発足に際して採用した緩やかな連合主義的な国際協力組織としての組織原理が取られているが故に、

18) 1648年、“国際法の父”と呼ばれるオランダの法学者グロチウスが『戦争と平和の法』を著して以来、世界標準となってきた学説を想起されたい。

19) 条約加盟国12カ国中、何れか1カ国でも武力攻撃がなされた場合、それは全加盟国に対する武力攻撃とみなされる集団的安全保障体制が特徴。12カ国とはイギリス、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、米国、カナダ、イタリア、ノルウェー、デンマーク、ポルトガル、アイルランド。

欧州域内に位置する主権国家の殆どが加盟する巨大組織にまで成長した、と言える。

一方、中長期的には在来の主権国家を超える連邦主義的域内統合を考える人達は、その後EUに結実する超国民国家的欧州統合組織化に向けて、別の切り口から模索をすることになった。以下に、欧州経済共同体を濫觴とする今日の欧州連合にまで繋がる一連の動きを記述する。

3. 欧州経済共同体の創設と発展過程

3-1. 欧州経済共同体

1958年1月に発足した欧州経済共同体/EEC=European Economic Communityは、フランス、旧西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクから構成される西欧6カ国によって創設された地域経済連合である。EECでは、早くも1950年代末の時点に於いて(i)域内関税の撤廃、(ii)域外共通関税の設定、並びに(iii)資本及び労働力移動の自由化等が実施されたが、これは前述したように、第二次世界大戦後、資本主義vs.社会主義というお互いに相容れないイデオロギーに緊縛されていた米国・ソ連という二大超大国の闘ぎ合いの中で、ソ連に支配された東欧諸国を除く西欧諸国（この時点でイギリスは未だ参加していないことに注意）²⁰⁾が資本主義国家間の経済協力によって早期に欧州経済復興を目指すことにあった。これは最終的にフランス領となることで決着したアルザス・ロレーヌ地方と、それに隣接するドイツ領ルール地方に埋蔵されている豊富な鉄鉱石と石炭の所有権を巡る独仏両国間紛争を恒久的に予防する方策を模索することであった。歴史を紐解けば、普仏戦争以来²¹⁾、この土地の領有を巡ってドイツ、フランスの間では三度にわたって苛烈な武力闘争が戦われた²²⁾。フランスの実業家・政治家であったモネは、欧州を戦渦に巻き込んだ元凶のひとつが、産業革命期に独仏両国が必要不可欠である重要工業資源である鉄鉱石と石炭の存在であって、当該問題も再燃させないためには、鉄鉱石と石炭を一挙に共同管理することである、と考えた。彼はこの考えを当時のフランス外相、シューマンに献策した。1950年5月、この献策を受け容れたシューマンは、シュ

20) ドーバー海峡を挟んで、欧州大陸から僅かに離れているイギリスは、欧州の一部でありながら、伝統的に自国の立場を重視する傾向がある。欧州域内共通通貨ユーロを使用せず、ポンドを法貨とし、シェンゲン協定も締結していない。直近では2015年5月総選挙が実施され、保守党が引き続き単独過半数を制した。2017年までにブラウン首相はEU離脱の賛否を問う国民投票を予定していることを表明している。

21) 1870年、プロイセンとナポレオン3世のフランスとの間で戦われた。彼はプロイセンの経済的發展に危機感を覚え、ライン川左岸地方の併合を画策していた。プロイセンは偶々起こったスペイン王位継承問題を契機に、プロイセン宰相ビスマルクが捏造したエムス電報事件の挑発に乗り、開戦したものの、セダンの戦いで彼自身がプロイセン軍の捕虜になり、大敗を喫した。パリを占領したプロイセン軍は、1871年1月18日、ベルサイユ宮殿鏡の間で戴冠式を行い、プロイセン王ヴィルヘルム1世は、統一ドイツ帝国皇帝に即位した。

22) 前注普仏戦争、第一次世界大戦（1914年～1918年）、そして第二次世界大戦（1939年～1945年）の3回。

ーマン・ブランとして本件に関係する²³⁾ 欧州諸国に対して提示を行い、受け容れに向けてパリで交渉に入った。交渉は2年余り続いた後、関係6ヶ国間で最終合意が成立。1952年7月23日、欧州石炭鉄鋼共同体/ECSC=European Coal and Steel Communityが発足した。フランスはイギリスが当時、欧州域内最大の石炭・鉄鋼産産国であったことから、ECSCへの参加を要請したものの、前述したように従来型国家間協力関係を重視する連合主義的国際組織を是とするイギリス政府はECSCが重要鉱物資源、化石燃料を国際管理に移すことが国家主権を侵害するものである、として当該要請に応諾しなかった。第一次世界大戦終了後、ベルサイユ講和会議²⁴⁾で戦勝国フランスが敗戦国ドイツに対して要求したことは強大なドイツの軍事力の破壊、そしてそれを支える経済力の弱体化であって、隣国ドイツを弱体化させることを通じて自国家安全保障体制を確立・維持せんとするものであった。

戦間期の歴史が示すところによれば、ドイツに対するフランスによるこのような復讐的・懲罰的な対応が1920年代のドイツ国内で天文学的に貨幣価値が下落するハイパー・インフレーション²⁵⁾を惹起し、併せて巨額の賠償金支払いを慫慂すべく、隣国ベルギーを誘ってドイツ・ルール地方を保障占領²⁶⁾する等、ドイツ国民のフランスに対する敵意を醸成することに繋がった。このことは、ドイツ国民の間に高い失業率、中産階級の破壊、困難な市民生活をもたらし、間もなく排外主義、極端な民族主義・国家意識の高揚を通じて民衆を扇動するヒトラーのナチス党支配を可能ならしめる事態に繋がった。すなわち、ドイツ抑圧を通じて自国の安全保障を維持する第一次世界大戦終了後フランスの外交政策であるベルサイユ体制は、ドイツ国内にナチス台頭を許し、結果として第二次世界大戦勃発に繋がって行ったことになる。一方、第二次世界大戦後の敗戦国処理にあたっては、フランスはこのような歴史の教訓から学んで19世紀後半普仏戦争以来不倶戴天の敵国であったドイツに対する潜在的恐怖を忘れた訳ではないものの、ドイツを再び破壊するのではなく、ドイツを欧州域内戦略的互恵パートナーとして位置付けることを通じて第二次世界大戦後の欧州新秩序形成に資する経済復興政策を採択した、と

23) 西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク6ヶ国。

24) 第一次世界大戦戦勝国である連合軍27ヶ国の代表がパリ講和会議を開催した。この会議の結果、採択されたベルサイユ条約は15編440条からなる戦勝国フランスが敗戦国ドイツに以下の過酷な内容を課すものであった。①ドイツ本国領土縮小、②ドイツ海外領土縮小、③軍備縮小、④天文学的賠償金支払は1921年ロンドン会議で1,320億マルクと定められたが、この金額はドイツにとって到底履行できない程巨額の懲罰的金額であった。

25) 戦前の1913年に1マルクであった商品は、1923年には25億2,000万マルクにまで高騰した。主食のひとつである馬鈴薯1個、野菜を買うためにもトランク1杯以上の紙幣が必要となった。100億マルク紙幣まで登場した。この間の事情についてはAdam Fergusson “WHEN MONEY DIES -The Nightmare of Deficit Spending, Devaluation, and Hyperinflation in Weimar Germany-” Public Affairs1975/ISBN 978-1-58648-994-6他に詳しい。

26) 1923年、ドイツがロンドン会議で課された賠償金支払義務を履行しないとして、フランスとベルギーの軍隊がルール工業地帯を占領した。

言える。

このような来歴を持つECSCは、本年5月8日戦後70周年節目の時を迎える欧州統合過程で今日のEU=European Union/欧州連合にまで直接繋がる初めての超国家的国際組織の嚆矢である。1960年代に“石炭から石油へ”と燃料革命が起こる以前には、石炭資源は欧州域内に於いて最も重要なエネルギー資源であり、鉄鋼に関しても今日と同様、民生用製品から軍事製品に至るまでのあらゆる分野で必要不可欠な素材であったことに聊かも変わりはない。発足した当時、ECSCが直接管理していたのは石炭・鉄鋼関係資源だけにのみ留まっていたとは云うものの、このことは域内に存在している複数の独立主権国家が有する固有の国家主権の一部を超国家的国際機関に委譲して域内共通利益増進を優先させる、という世界史上前例を見ることが出来ない画期的決断がなされ、実際に機能した極めて先進的な事例であった。先述した欧州委員会を最高機関とし、その下で理事会を構成する特別閣僚会議、欧州議会を構成する共同総会、司法分野に於いても司法裁判所等今日のEUを機能せしめている各種機関の萌芽が見られることは、ここで再説するまでもない。

3-2. 欧州防衛共同体

欧州でシューマン・プランが組上に載せられた頃、ここアジアでは1950年6月25日、突如として北朝鮮軍が暫定境界線の北緯38度線を突如として乗り越えて韓国に雪崩れ込み、3年1ヵ月に及ぶ朝鮮戦争が勃発²⁷⁾した。本稿冒頭で述べたように、欧州では遅くとも1946年3月には始まっていた冷戦は、ここアジアに於いては“熱戦”という形で米ソ二大超大国を盟主とする資本主義体制vs.社会主義体制と政治・経済運営上の基本イデオロギーを異にする東西両陣営の対立が、実際の戦場で無慈悲にも際限なく行使される“剥き出しの暴力”の応酬という姿を取って顕在化することになった。朝鮮戦争は欧州からは遙か約10,000kmも離れ去っている僻遠の土地アジアで行われている戦争ではあったものの、全世界的規模で展開されていた“冷戦体制”という東西対立構造の枠組みの中では、この一大事件は欧州諸国にとっても大変な脅威と受け止められた。すなわち、朝鮮戦争の2年前、相次いで独立した西ドイツ・東ドイツは、それぞれ米国を盟主とする資本主義陣営、ソ連を盟主とする社会主義陣営に属する一民族・二国家体制そのものであったし、取り分け欧州地域で展開中であった冷戦の現実を象徴するベルリン市を東西に分割する米ソの対立²⁸⁾構造は、この地域もまたアジア同様に、一触即発の危険な最前線であることを欧州諸国民に明示していた。東ドイツは固より、オーストリア、ハンガリー、ポーランド、チェコスロバキア等の東諸国内に居座り続けるソ連軍に対抗するため、

27) 1950年6月～1953年7月。

28) 1961年6月突然壁の建設が開始された。これは1950年代末、東ドイツで農業集団化が実施されると、これに不満を持つ東ドイツ国民が東ベルリンから西ベルリンを通して西ドイツへ脱出する事例が多発した。これを物理的に阻止することを目的に高い壁が建設され、越境を試みる者は東ドイツ軍によって射殺された。

西ドイツも1950年8月ドイツ基本法を改正して加盟していた軍事同盟組織である北大西洋条約機構/North Atlantic Treaty Organization = NATOに基づいて西側諸国に属する軍隊が欧州域内各所に駐留していた。アジアに於ける東西両陣営軍事対立の発火点は、朝鮮半島の外にベトナムにも存在していた²⁹⁾が、ここでは紙幅の都合もあり、詳論を避ける。何れにしても、米ソ代理戦争という色彩が濃い朝鮮戦争が成り行き如何では、ここ欧州の地にも波及した場合、NATO軍とワルシャワ条約機構³⁰⁾軍との激突を招き、米ソ両陣営相互に於ける核攻撃を含んだ第三次世界大戦勃発の危険もあり得る、という恐怖がこの時期欧州域内に於いても共有されるに至った。

欧州域内に於けるこのような共通認識の下で、西ドイツ再軍備問題が論議されることになった。具体的には英米が西ドイツに再軍備を許し、NATOに加盟させることを通じて米英監視下により、西欧防衛に寄与させよう、とするものであった。これは政治的にはなかなか敏感な問題で、19世紀半ば以降三度に及ぶ対独戦争の結果、対独恐怖心を抱くフランス政府が米英によるこのような考え方に理解を示すことが可能か否かという観点からも同政府の出方に注目が集まった。協議が始まると、以下の趣旨の通りフランス政府の意見が取り纏められた³¹⁾。

「欧州全域に於ける軍事衝突の可能性を抑止するためには、ドイツの軍事力を利用する、という選択肢もあり得る。しかしながら、ドイツはナチス・ドイツの時代³²⁾にフランスを4年間にわたり占領し、筆舌に尽くし難い被害をフランス国民に与えた敗戦国である、という歴史的事実は変わりようがない。1944年6月6日、連合軍がノルマンディー海岸上陸により、欧州戦域に於ける西部戦線を形成した後に、艱難辛苦の末に祖国をドイツ支配の軛からやっとの思いで解放したフランス国民の記憶は、依然として風化には程遠い状況にある。一方で、戦後の欧州新秩序を総合的に勘案すれば、現にここにあるソ連軍の脅威を看過することも不可能である。従って、嘗ての暴虐なドイツ軍の復活を阻止するために西欧諸国が共同で欧州防衛軍を創設し、再軍備を許された西ドイツ軍が欧州防衛軍司令部による指揮・統率を受けて、将来に於いてあり得べきワルシャワ条約機構軍との戦闘に備える。」

この意見はECSCの軍事版であって、欧州防衛共同体/EDC = European Defense Communityを組織して一体化した加盟各国の軍事力を“欧州防衛軍”として共同体が指揮・運用しようとする仕組み造りを唱えるものであった。超国民国家的性質を内包し、共通予算と共通の指揮命令系統に服する国際機関として運用されることを構想するEDCは、国際連合憲章により安全保障理事会の承認を得て初めて組織される国連軍と同様の性格を有する、と考えられる。攻守同盟が締結された加盟各国のうち、何れか1カ国に対して第三国が武力攻撃を行った場合、当

29) 1965年～1975年。米軍の直接介入は1965年3月～1973年3月まで。

30) 東欧相互援助条約に基づき、1955年結成されたソ連、東欧8カ国により構成される軍事同盟。

31) 当該案は1950年当時、フランス首相であったパレバンの名前に因み、パレバン・プランと呼ばれる。

32) 1933年1月～1945年5月。

該武力攻撃はEDCを構成する加盟国全体に対する攻撃とみなされる。その場合には、EDCに加盟している全ての主権国家及び実力行使を担当する欧州防衛軍は、全ての軍事的援助、その他のEDCにとって有益な貢献を与えなければならないという取り決めが為されていた。実際の戦闘行為にあたっては、共通の軍服を着用し、その組織、装備、訓練等軍事力行使に不可欠である軍政事項等に関してもEDCはNATO軍総司令官の統率に服することが定められていた。EDC体制下では、従って一部例外を除いて、加盟各国それぞれが有する軍隊組織は存在せず、フランスが懸念していた（暴虐な）ドイツ軍も復活しないことになる。すなわち、この意見は法理論上、相矛盾するドイツ潜在戦力の軍隊としての顕在化と、暴虐なドイツ軍の復活を阻止する、という困難極まりない二つの課題が一挙に解決出来る切り札としての働きが予想されるものであった。

これまでの国際法理論によれば、本来、軍事力の行使は、国民・領土を（対外的）脅威から防御するために、国家主権そのものの発動を意味する。このような国際法理論の通説から外れた内容を包含する欧州防衛軍構想はEDC条約として国際化され、ECSCが発足（1952年7月23日）する直前の1952年5月27日、ECSC原加盟国・西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク6カ国によって調印された。調印後、提案国であるフランスを除く5カ国では順調に批准作業が進捗したものの、肝腎のフランスでは1954年8月30日に至り、EDC条約批准法案が国民議会に掛けられたものの、否決されてしまった。この結果、6カ国全てによる批准を以て条約効力を持つと規定されていたEDC条約は画餅に帰した。同時に構想されていた欧州政治共同体/European Politic Community = EPC構想もEDC条約が挫折したことで、同じく実現の日の目を見なかった。歴史にifはないが、もし1954年8月時点でEDC条約、欧州政治共同体構想も同時に成立していたならば、20世紀後半最終的には欧州共同体/EU = European Unionとして欧州全体を舞台とする地域共同体が少なくとも四半世紀以上早く成立していた、という仮定もあながち荒唐無稽ではあるまい。

欧州統合年表（その2） 1952年5月～1979年12月

1952年5月	標記6カ国、EDC条約に調印
1953年2月	石炭、鉄鋼石、屑鉄に関するECSC共同市場発足
1953年3月	ECSC特別総会で“欧州政治共同体条約草案”採択
1953年5月	鉄鋼に関するECSC共同市場発足
1954年8月	朝鮮戦争休戦等を踏まえ、フランス下院がEDC条約審議を打ち切り。批准拒否 これにより、EDC構想とEDC成立を前提に置いた欧州政治共同体構想も自然消滅 → 統合欧州は軍事共同体によるよりも、寧ろ経済共同体によって推進
1955年6月	ECSC6カ国外相によるメッシナ会議開催さる。経済全般、及び新たに原子力分野に於ける欧州統合の可能性を検討するため、スパークスを長とする作業委員会を設置 → 後にEuratomとして結実

1956年4月	“スパークス報告”発表
1956年5月	ベニスで外相会議開催。“スパークス報告”を承認し、欧州経済共同体/EEC及び欧州原子力共同体/Euratom設立条約起草交渉に入る
1957年3月	EEC条約及びEuratom条約、ECSC 6カ国により調印
1958年1月	EEC及びEuratom発足
1960年1月	イギリス、スウェーデン、ポルトガル、ノルウェー、デンマーク、スイス及びオーストリア7カ国が欧州自由貿易連合/EFTA=European Free Trade Association設立条約に調印
1960年5月	EFTA発足
1961年7月	ドイツのボンでEEC 6カ国による首脳会談。1954年8月立ち消えとなった政治同盟を改めて提案すると共に、条約草案起草委員会として「フーシェ委員会」を設置
1961年8月	ソ連、東ベルリン市内に壁の建設を開始
1961年8月	イギリス、デンマークがEEC正式加盟を申請
1961年11月	第1次フーシェ・プラン提出
1962年2月	第2次フーシェ・プラン提出
1962年4月	パリで開催されたEEC 6カ国による首脳会談で、第2次フーシェ・プラン棚上げを決定
1962年7月	EEC 6カ国共通農業政策開始
1963年1月	独仏協力条約に調印。フランスの反対により、イギリスのEEC加盟交渉決裂
1963年7月	アフリカ17カ国及びマダガスカルからなる18カ国との連合協定である第1次ヤウンデ協定に調印
1963年12月	域内農産物単一市場、共通価格政策に関するマンスホルト・プラン採択
1965年3月	農業財政規則、共同体固有財源導入、欧州議会権限強化、理事会に於ける特定多数決原理適用範囲拡大等を主要内容とする“ハルシュタイン・プラン”が理事会に提出される
1965年4月	ECSC, EEC, 及びEuratom 3 共同体機関併合を内容とする併合条約が調印され、各機関委員会と理事会が共通化された
1965年7月	“ハルシュタイン・プラン”に対して、フランス大統領ド・ゴールが反対を表明。理事会運営等に協力せず、“65・66年危機”が発生した
1966年1月	“ルクセンブルクの妥協”が成立し、“65・66年危機”が取捨される。この妥協により、加盟各国は事実上の拒否権を継続保有するに至る
1967年5月	EECにイギリス、アイルランド、デンマークが再度正式加盟申請
1967年7月	ECSC, EEC, 及びEuratom 3 共同体の併合が実現される。EECは欧州共同体/EC=European Community に改組される
1967年7月	ノルウェー、EC加盟申請
1967年12月	フランスが再度イギリスのEC加盟を拒否
1968年7月	EC関税同盟完成。域内関税消滅と同時に、域外共通関税制度適用開始
1969年4月	ド・ゴール、大統領辞任
1969年7月	“第2次ヤウンデ協定”調印 → 1971年1月1日発効
1969年12月	ハーグ首脳会議。ECの完成、強化、拡大を決議。EECは1958年1月発足以来12年間の過渡期経過終了
1970年1月	域外共通通商政策開始
1970年3月	経済通貨同盟創設に関する段階的計画作成を目的とするヴェルナー委員会設置
1970年4月	第一次予算条約調印。共同体固有財源導入とこれに伴う欧州議会予算決定権の強化等規定される

1970年 6月	EC理事会、イギリス、アイルランド、デンマーク、及びノルウェーとの加盟交渉再開を決定
1970年10月	EC原加盟 6 カ国（フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク）外相会議。“ルクセンブルク報告”を採択。欧州政治協力、開始される
1971年 2月	共通漁業政策開始。EEC理事会、“ヴェルナー報告”に基づく経済通貨同盟の段階的実現計画採択。経済通貨同盟は1971年 1月 1日に遡及して第 1 段階に移行する
1971年 8月	ニクソンショック。米大統領が金ドル交換停止及び輸入課徴金導入を宣言 1944年 7月以来続いてきたブレトンウッズ体制崩壊 ↓
	EC経済通貨同盟の段階的実現計画は、極めて深刻な打撃を受ける
1972年 1月	イギリス、アイルランド、デンマーク、ノルウェー、EC加盟仮条約に調印
1972年 4月	EC共同体内各国諸通貨外国為替レート固定化を目標とする縮小変動制始動 → トンネルの中の蛇
1973年 1月	拡大EC発足。イギリス、アイルランド、デンマークが加盟し、9 カ国となる
1973年 3月	共同体通貨（ただし、イギリス、アイルランド、イタリアを除く 6 カ国が対象）の米ドルに対する共同フロート制度導入開始
1973年 4月	ECとEFTA間で工業製品自由貿易地域を組成。欧州通貨基金設置
1973年 7月	EC 9 カ国外相会議。政治協力に関する“コペンハーゲン報告”を承認
1973年12月	コペンハーゲン首脳会議開催。“ひとつの欧州”宣言、及び“エネルギー宣言”を採択。第一次石油危機に際して、OAPECが原油価格 3 倍引き上げ
1974年 1月	フレンチフランが共同フロート制度から離脱（1975年 7月10日復帰）
1974年10月	国連総会、全会一致にてECをオブザーバーとして承認
1974年12月	パリ首脳会議開催。欧州理事会で首脳会談制度化。拒否権濫用防止、欧州議会直接選挙実施、地域開発基金設立等を決定。ベルギー首相宛“欧州同盟”に関する報告書作成依頼
1975年 2月	ECとアフリカ、カリブ海、太平洋地域46カ国が加盟するACPとの間連合協定“第一次ロメ協定”を調印
1975年 3月	経済通貨同盟に関する“マジョラン報告”を欧州委員会宛提出。ダブリンで第 1 回欧州理事会を開催
1975年 7月	“第二次予算条約”調印。EC固有財源強化に伴う欧州議会予算決定権拡大及び会計検査院設置を規定
1975年12月	理事会に“チンデマス報告”を提出
1976年 3月	フレンチフランが共同フロート制度から再度離脱。通貨同盟は停滞
1976年 5月	ルクセンブルクで“ユーロ、アラブ対話”のための委員会開催
1976年 9月	欧州議会直接選挙に関するEC共同体法に調印
1976年11月	“チンデマス報告” 棚上げをハーグ欧州理事会決定
1976年12月	ギリシャのEC加盟交渉開始
1977年 1月	EC共同体漁業水域200海里に拡大。漁業に関する対外共通政策と共同体海域に於ける漁業資源保護、管理と海洋汚染防止政策に欧州委員会が調整役に
1977年 7月	イギリス、アイルランド、デンマークを含むEC 9 カ国全域関税同盟完成
1977年12月	新規加盟イギリス、アイルランド、デンマークの過渡期間終了
1987年 7月	ブレーメン欧州理事会、欧州通貨制度/EMS=European Monetary System計画を発表
1979年 3月	イギリスを除くEC 8 カ国でEMS開始
1979年 5月	ギリシャ、EC共同体加盟条約に調印

1979年6月	第一回欧州議会直接選挙実施
1979年10月	“第二次ロメ協定”調印
1979年12月	欧州議会、1980年共同体予算否決 → 初の欧州議会予算決定権行使

(出所) 辰巳浅嗣編『EU-欧州統合の現在 [第3版]』pp.264-272に筆者が一部修正加筆

3-3. EEC と EC

1951年4月、パリ条約によってフランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク6カ国を原加盟国に発足した欧州石炭鉄鋼共同体/ECSCは、1958年1月に新規に設立された欧州経済共同体/EEC = European Economic Communityと統合された³³⁾。1967年7月にEECは欧州共同体/EC = European Communityに改組され、加盟国数も欧州大陸部に位置する原加盟国6カ国にだけでなく、1973年1月にはイギリス、アイルランド等欧州島嶼部に位置する諸国も加えて徐々に拡大して行き、1981年1月にはギリシャを、1986年1月には南欧のスペイン、ポルトガルが加盟した。人口、国内総生産、貿易額、金塊保有量等で米国を凌駕する巨大経済圏を形成した。

ECのこのような南北への拡大を通じて、個別国家では世界一の大国である米国には及ばないものの、欧州域内大半を統合するEC全体としては米国経済を凌駕するまでに至ったことに加えて、EC内で1970年代に今日の欧州連合/EU = European Unionに繋がる幾つかの重要な事項が展開された。第1は政治協力/EPC = European Politic Communityに向けての歩み寄り、第2はEC組織内に於ける首脳会議、欧州理事会制度化定着、第3は経済・通貨同盟に向けての共通通貨³⁴⁾制度、そして第4が欧州議会議員の直接選挙である。以下、個別に説明する。

1969年12月のハーグ首脳会議を受けて1970年10月に提出された“ルクセンブルク報告”は、“One voice of Europe/ひとつの声の欧州”という標語を用い、ともすればそれぞれの利害関係が交錯して統一が欠け勝ちである、それぞれの加盟国の主張を通すことに執心にするのではなくて、対米国・対国連等対外的に調整が取れた、EC全体としての立場から最も有利な外交政策を採用することを要請した。

33) 1958年1月、同時に欧州原子力共同体/EURATOM = European Atomic Energy Communitiesも設立された。EURATOMはEEC加盟6カ国が原子力の平和利用と開発を共同で実施する組織であった。1967年7月、EC創設に合わせ、EC内機関として吸収される。

34) EU共通通貨ユーロは、段階的流通が開始された。1999年1月1日、銀行取引等決済分野での流通が、3年後の2002年1月1日、域内国民が自国通貨を廃止してユーロ紙幣、硬貨からなる現金通貨流通が開始された。廃止された個々の自国通貨とユーロ通貨交換比率は2001年12月31日時点で、永久に固定される措置が執られている。

4. 通貨統合

4-1. 欧州統合とEU

EU統合は政治的に見れば、欧州全体が“ひとつの組織体”へと集約されることであった。“ひとつの組織体”の中で政治統合が進んで行けば、同時に経済統合が進んで行く。否、これまで詳述してきた通り、EU統合は寧ろ政治統合に先行して経済統合が進捗し、最初は鉄鋼石、石炭、そして農産物等域内商品共通市場が形成されて行く過程に於いて欧州議会、欧州理事会等政治統合に必要な諸組織が整備されて行く流れを観察することができる。経済統合が進捗して行くと、域内貿易・ビジネス等に伴う域内人的交流が活発化し、次なるステップとして経済統合の究極と形態として通貨統合に繋がる流れ³⁵⁾ が生まれてくることになる。

長期にわたるこのようなEU統合過程では、“欧州再び戦わず”の信念を貫き通せた能力と気概のある優れた政治的リーダーシップを発揮した多数の政治家達の存在と共に、妥協点を模索する既得権擁護に奔走する諸勢力のうちに初めはそれに抗いつつも、交渉進展過程で現実が先行し、もはや不可逆の変化が起こっていることを敏感に察知する能力を有する現実主義者との間で虚々実々様々に展開される駆け引きが見られたことは、多くの史家もが指摘しているところである。このような政治統合過程で見られた駆け引きが、それぞれの国益増進を巡る思惑や国内事情調整の文脈で欧州域内の英独仏という大国と超二大大国米ソ間で縦横無尽に繰り返された、と考えられる。すなわち、EU統合は外見のみを観察すればECを発展的に解消した形態ではあるものの、域内諸国関税同盟と農産物等共同市場が徐々に形成されて行く過程全体を通して域内商品自由流通そのものに、併せて従来の国境概念を超えて“現実に存在することになった”各種共同市場を規律する法秩序を形成する現象を内包していた、と考えられる。文字通り、このことは、欧州共同体＝ECから欧州連合＝EUへの移行現象の中に、ECレベルを超えて域内経済が同化・一層緊密化して行く現実を丹念に追跡して行くことによっても証明されるであろう。

EU統合をこのような観点から分析するならば、EU統合は前述したそれぞれの国益増進を巡る思惑や国内事情調整から、更に一步進み、欧州域内各国それぞれの国益が共通市場成立・発展過程の中で、言わば独自に発酵し、それぞれの現実に対して融通無碍の適応をしてきた、と言えるのではないか。欧州はアジアと比較すれば、狭い国土に多くの国家が集中立地していることもあって、言語境界線、同じキリスト教を共に信仰する際にもカトリックとプロテスタン

35) “欧州統合の父”、モネ、シューマンが独仏不戦共同体構築を目指して、欧州石炭鉄鋼共同体/ECSC設立に尽力し、ドイツ首相シュミットとフランス大統領ジスカール＝デスタンが共同して欧州通貨制度/EMSを創設した。その歩みを継承したドロールが最終的な通貨統合に繋がる政策を推進したことを想起されたい。

ト、ゲルマン民族とラテン民族等々が入り交じって社会を構成している。このような多様性を前提とする社会にあって、欧州はそれぞれの国家、地域が長期的視点に立脚した経済統合過程全体を通して、それぞれの局面、局面で最も適切と判断される統合の在り方を試行錯誤はありながらも蓄積してきた、と言える。結果として、近世以降これまでに類例を見ることができない程の規模で、欧州全域を略々網羅する高度な地域統合を成し遂げている。EU統合は、それまでに至る第二次世界大戦後始まった経済的統合を先行させつつ、欧州全域にわたる政治的統合と共に、最終形として本章で記述する地域通貨統合にまで発展した。この間の状況を次ページ以下の年表に要約する。

欧州統合年表（その3） 1980年2月～2012年7月

1980年2月	ECコンピュータ情報ネットワークEURONET/DAIANE稼働開始
1981年1月	ギリシャ、EC加盟。欧州通貨単位（ECU）登場。欧州計算単位（EUA）廃止
1981年5月	EC理事会、農産物価格決定に際し、初めて特定多数決方式を採用
1983年1月	EC理事会、共通農業政策に関する基本枠組策定
1983年6月	“欧州同盟に関する厳粛な宣言” 発出
1984年2月	欧州議会が“欧州同盟条約草案”を採択。技術・情報分野である“エスプリ計画”を採択
1986年6月	第2回欧州議会直接選挙。EC制度改革問題検討委員会発足
1985年1月	旅券同盟発足
1985年6月	スペイン、ポルトガル、EC加盟条約調印。欧州委員会が“域内市場白書”理事会に提出。国境管理に関する“シェンゲン協定”を西ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク間で締結
1986年1月	スペイン、ポルトガル、EC正式加盟
1986年2月	“単一欧州議定書”調印
1987年4月	トルコ、EC加盟申請 → 2015年4月現在に至っても認められず
1987年7月	“単一欧州議定書”発効。特定多数決方式採用に伴って、1966年1月“ルクセンブルクの妥協”が事実上廃止される。更に、欧州議会権限強化、新分野に対するEC活動強化等規定
1988年6月	欧州理事会で将来の通貨同盟検討のための専門委員会設置を決定。ECとCOMECON、相互に関係締結
1989年4月	“経済通貨同盟に関する報告書” = 「ドロール報告」発表
1989年6月	欧州理事会「ドロール報告」審議終了。1990年7月1日、第1段階実施を決定。第3回欧州議会直接選挙実施。オーストリア、EC加盟申請
1989年11月	ベルリンの壁、崩壊
1989年12月	“第4次ロメ協定”調印。欧州理事会が通貨同盟推進のための各国政府間協議を決定。イギリスを除く各国、社会憲章採択。欧州経済領域/EES、後の欧州経済地域/EEA創設交渉開始を確認
1990年4月	臨時欧州理事会開催。東西ドイツ統一後、旧東ドイツ地域EC加盟承認。1992年を目途に、政治統合へ向けてローマ条約改正決定
1990年5月	欧州復興開発銀行/EBRD創立条約調印 → 1991年4月発足
1990年7月	経済通貨同盟) EMU第1段階発足。キプロス、マルタがEC加盟申請

1990年10月	東西ドイツ統一。イギリス，欧州為替同盟/ERMに加盟
1990年11月	ECと米国，“新太平洋宣言”に調印
1990年12月	欧州理事会開催。政府統合，共通通貨同盟に向けて政府間協議開始
1991年7月	スウェーデン，EC加盟申請。日本とEC，“日・EC共同宣言”採択
1991年10月	EC，EFTA合同関係会議開催，EEA創設に合意
1991年12月	欧州理事会，“欧州同盟条約”締結合意。経済通貨同盟，及び政治同盟発足に向けて，ECよりも一段高度な欧州地域統合組織切替に向けて協議開始
1992年2月	“欧州同盟条約”＝マーストリヒト条約調印
1992年3月	フィンランドがEC加盟申請
1992年5月	欧州経済地域/EEA創設協定，調印。スイスがEC加盟申請
1992年6月	デンマーク，国民投票の結果，“欧州同盟条約”批准否決
1992年9月	イギリス，イタリア，ERM離脱
1992年11月	ノルウェー，EC加盟申請
1992年12月	スイス，国民投票の結果，EEA加盟否決。欧州理事会，デンマークの“欧州同盟条約”一部適用除外容認。単一市場創設に向けて，欧州域内市場統合完成作業最終期限到来
1993年5月	デンマーク，再度の国民投票の結果，“欧州同盟条約”批准承認
1993年6月	欧州理事会，1995年1月1日を目途に，オーストリア，フィンランド，ノルウェー，スウェーデン，加盟実現決意表明 → 実際には1994年内に加盟実現
1993年8月	欧州財務相，中央銀行総裁会議開催。ERM変動幅，仲値の上下2.5%から15%までの一時拡大を容認
1993年11月	“欧州同盟条約”発効，欧州共同体/EU＝European Union発足，EC解散
1994年1月	欧州通貨機関/EMI＝European Monetary Institute発足 → 経済通貨同盟第2段階へ移行
1994年3月	ハンガリー，EU加盟申請
1994年4月	ポーランド，EU加盟申請
1994年6月	第4回欧州議会直接選挙
1994年11月	ノルウェー，国民投票の結果，1972年EC加盟否決と同様，EU加盟否決
1995年1月	オーストリア，フィンランド，スウェーデンEC加盟。欧州委員会発足
1995年3月	拡大“シェンゲン協定”発効。ドイツ，フランス，オランダ，ベルギー，ルクセンブルク，スペイン，ポルトガルが加盟
1995年4月	オーストリア，拡大“シェンゲン協定”加盟
1995年6月	ルーマニア，スロバキアEU加盟申請。欧州理事会，マーストリヒト条約見直しのための1996年各国政府間協議に備え，準備検討委員会設置。1999年1月1日までの欧州域内単一通貨制度移行実施確認
1995年7月	EU加盟諸国，欧州刑事警察機構協定調印
1995年10月	ラトビアEU加盟申請
1995年12月	リトアニア，ブルガリアEU加盟申請。欧州理事会，域内単一通貨名称を“ユーロ”にすることを決定 → 1999年1月1日ユーロ導入再確認
1996年1月	EU，トルコ関税同盟協定発効。チェコEU加盟申請
1996年3月	アジア欧州会合/ASEM第1回会合開催。マーストリヒト条約改定各国政府間会議
1996年6月	スロベニアEU加盟申請
1996年11月	イタリアリラ，ERM復帰
1996年12月	拡大“シェンゲン協定”にデンマーク，フィンランド，スウェーデン調印

- 1997年6月 欧州理事会, “欧州同盟条約”改訂草案最終合意
- 1997年7月 欧州委員会, 近い将来に於けるEU再拡大に伴う共通経費支出拡大準備財政改革に関する提言“アジェンダ2000”, 加盟申請中10ヵ国に関する見解発表
- 1997年12月 欧州理事会, “アジェンダ2000”採択。チェコ, キプロス, エストニア, ハンガリー, ポーランド, スロベニア加盟交渉開始決定
- 1998年3月 第1回欧州会議開催。EU既加盟国15ヵ国及び加盟候補11ヵ国が参加。欧州委員会, “経済収斂報告”を発表し, 加盟候補11ヵ国に対してEMU加盟勧告
- 1998年5月 欧州委員会, 加盟候補11ヵ国に対し, ユーロ通貨同盟圏参加基準適合判断。ユーロvs.各参加予定国通貨交換比率発表。同時に, ユーロを全参加国単一通貨採用規則採択
- 1998年6月 欧州中央銀行/ECB=European Central Bank設立
- 1998年12月 EU財務相理事会に於いて, ユーロvs.参加各国通貨交換比率の不可逆的固定を決定
- 1999年1月 銀行間決済等非現金形態決済にユーロ導入。対象国11, ドイツ, フランス, イタリア, オーストリア, オランダ, ベルギー, ルクセンブルク, アイルランド, フィンランド, スペイン, ポルトガル
- 1999年3月 欧州理事会, “アジェンダ2000”採択に最終合意
- 1999年5月 アムステルダム条約発効
- 1999年6月 第5回欧州議会直接選挙実施
- 1999年9月 欧州理事会, 初代EU共通外交・安全保障政策上級代表, EU理事会事務総長を任命
- 1999年12月 欧州理事会, ルーマニア, スロバキア, ラトビア, リトアニア, ブルガリア, マルタの6ヵ国との加盟交渉開始を決定。トルコ加盟申請国と認定
- 2000年2月 EU制度改革に関する政府間会議
- 2000年3月 特別理事会, 社会, 経済, 雇用政策強化に関する新戦略“リスボン戦略”提示
- 2000年5月 “シューマン宣言”50周年記念式典
- 2000年6月 ACPとの間で新提携協定“コトヌー協定”調印
- 2000年9月 デンマークが国民投票の結果, ユーロ導入否決
- 2000年12月 欧州理事会, 欧州同盟条約改定合意。EU基本憲章調印, 公布
- 2001年1月 ギリシャ, ユーロ導入
- 2001年2月 ニース条約調印
- 2001年3月 ノルウェー, アイスランドがシェンゲン協定に参加
- 2001年6月 アイルランドが国民投票の結果, ニース条約批准否決。欧州理事会, 2002年末までに加盟国交渉終了確認, 2004年欧州議会総選挙時点で加盟候補諸国を加盟国に認定して参加させる案を提示
- 2001年7月 欧州理事会, 『ガバナンス白書』採択
- 2001年12月 欧州理事会, “欧州の将来に関する諮問会議”開催決定。“EUの将来に関するラーケン宣言”採択
- 2002年1月 現金形態決済等に加えて, ユーロ現金流通開始。この日以降, ドイツ, フランス, イタリア, オーストリア, オランダ, ベルギー, ルクセンブルク, フィンランド, スペイン, ポルトガル, ギリシャ, アイルランド12ヵ国でユーロ現金切替
- 2002年2月 ユーロ流通過渡期間経過。“欧州の将来に関する諮問会議”開催
- 2002年3月 欧州理事会にEU加盟候補13ヵ国首脳が初参加
- 2002年7月 欧州石炭鉄鋼共同体/ECSC設立条約, 50年の満期経過により失効
- 2002年10月 欧州理事会, チェコ, スロバキア, エストニア, キプロス, ラトビア, リトアニア, ハンガリー, マルタ, ポーランド, スロベニア10ヵ国に関して, 次回2002年12月月欧州理事会

	に於いて加盟交渉完了を決定。アイルランド、2回目の国民投票結果によりニース条約批准決定
2002年12月	欧州理事会、標記10カ国に関する2004年5月EU加盟正式決定
2003年2月	ニース条約発効
2003年3月	チェコ、スロバキア、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア10カ国EU加盟条約調印、“コトヌー協定”発効
2003年6月	欧州理事会、“欧州の将来に関する諮問会議”任務終了確認。新たに、“欧州基本憲法条約”草案を爾後、政府間協議議に於ける基礎にすることで合意
2003年9月	スウェーデン、国民投票の結果、ユーロ導入を再度否決
2003年10月	“欧州基本憲法条約”草案検討政府間協議議開催
2003年12月	欧州理事会、“欧州基本憲法条約”草案交渉合意不成立。2004年1月再交渉
2004年5月	チェコ、スロバキア、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア10カ国EU加盟
2004年6月	第6回欧州議会直接選挙実施。欧州理事会、“欧州基本憲法条約”草案採択
2004年10月	欧州基本憲法条約調印
2004年11月	欧州委員会発足
2005年4月	ブルガリア、ルーマニアEU加盟条約調印
2005年5月	フランス、国民投票により、欧州基本憲法条約否決
2005年6月	オランダ、国民投票により、欧州基本憲法条約否決。欧州理事会、“欧州基本憲法条約”検討期間を導入
2005年10月	トルコ、クロアチア、EU加盟交渉開始を決定
2005年12月	欧州理事会、マケドニアを加盟候補国に認定
2006年12月	欧州理事会、トルコとのEU加盟交渉一部休止決定
2007年1月	ブルガリア、ルーマニアがEU加盟、スロベニアがユーロ導入
2007年3月	ローマ条約50周年記念式典
2007年12月	リスボン条約調印。チェコ、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア9カ国がシェンゲン協定に参加
2008年1月	キプロス、マルタでユーロ流通開始
2008年6月	アイルランドが国民投票の結果、リスボン条約批准否決
2008年12月	スイスがシェンゲン協定に参加
2009年1月	スロバキアでユーロ流通開始
2009年5月	欧州理事会、ブルーカード導入指令採択
2009年6月	第7回欧州議会直接選挙実施
2009年7月	アイスランド、EU加盟申請
2009年10月	アイルランド、2回目国民投票により、リスボン条約批准承認
2009年12月	リスボン条約発効。セルビアが、EU加盟申請
2010年2月	第2次欧州委員会発足
2010年6月	欧州理事会、“欧州2020戦略”採択
2010年7月	アイスランドとのEU加盟交渉開始
2011年1月	エストニアでユーロ流通開始
2011年6月	欧州理事会、2011年6月末までにクロアチアのEU加盟交渉完了合意
2011年11月	欧州中央銀行総裁にイタリア中央銀行総裁マリオ・ドラギが就任
2011年12月	クロアチアがEU加盟条約調印。リヒテンシュタインがシェンゲン協定に参加

2012年1月	クロアチア, EU加盟条約批准。2013年7月1日, 28番目のEU加盟国
2012年2月	欧州安定メカニズム/ESM設立条約調印
2012年3月	欧州理事会, セルビアをEU加盟候補国と認定。“経済・通貨同盟に於ける安定, 調整及び統治に関する条約” = 新財政協定調印
2012年7月	欧州安定メカニズム/ESM設立条約発効

(出所) 辰巳浅嗣編『EU-欧州統合の現在 [第3版]』pp.264-272に筆者が一部修正加筆

4-2. 欧州中央銀行

貨幣経済が高度に発達している今日, 世界各国には国家全体としての立場に立脚して政府それ自体からは独立した中央銀行制度を有することが通常である。中央銀行の役割は, 各国の経済状況, 金融制度の特色を反映して, それぞれの国家毎に多少の相違こそ認められるものの, その基本的役割は共通している。通貨発行量調節を通じて, 通貨価値の安定と信用制度の保持・育成に注力する役割がそれであり, ユーロ圏内18ヵ国を束ねる金融政策を担当している欧州中央銀行/ECB=European Central Bankが担う役割も同じである。ECBは金融政策意思決定を単独で行う中央銀行であるが, 実際には“Euro System”の名称の下, ユーロ流通各国内に於けるユーロ管理を実際に分担している18ヵ国中央銀行が, ECB単独により決定される金融政策方針を受けて(i)“発券銀行”としてユーロ圏域内で流通する銀行券を発行できる唯一の銀行であり, (ii)民間銀行等金融機関を相手とする当座預金勘定を通して預金取引, 貸出, 手形割引, 預金準備率操作等を実施する“銀行の銀行”, そして(iii)“政府の銀行”として国庫金管理, 国債事務, 外国為替事務等, 本来は政府自身が実施すべき諸業務を代理している。すなわち, ECBはそれ以外の中央銀行であれば当該の一国内で完結させているこれら三つの業務について, ユーロが流通している地域内諸国間に存在する現実の国境を越えた金融政策を嘗ての旧中央銀行と共同して実施している点に特色がある。

“国家の本質とは何か”に関しては汗牛充棟, 古来より膨大な考察が蓄積されているが, 欧州域内各国通貨間に於ける為替相場安定を目的とする為替レートメカニズム/ERM=European exchange Rate Mechanismに支えられ, ECB設立までその前身機能を担っていた1994年1月に発足した欧州通貨機関/EMI=European Monetary Institute以来, “国家の本質”に直結するこれら三業務を担当している。一方で, 確かにEUがこれまでの歴史に前例がない高度の域内統合を遂げた国際機関であることは事実ではあるものの, 国境概念自体が完全に払拭された段階にまで未だ到達しておらず, かつドイツ連邦銀行等嘗ての旧中央銀行が設立根拠法改正に伴い, 旧来の中央銀行業務こそECBに委譲したとは申せ, ユーロ流通各国内に於けるユーロ管理を実際に分担している18ヵ国中央銀行が協力し合う状況が現出している。

5. おわりに

本文で詳述した通り、ユーロは欧州域内28カ国中18カ国で流通する単なる共通通貨ではない。1952年に発効したECSC以来、2015年は63年目にあたる。この間、欧州は冷戦、1957年ローマ条約によるEEC発足、東西和解、社会主義の崩壊、EU発足、そして現金流通開始に伴うユーロ圏各国に於ける国民通貨廃止等を経験して現在に至っている。本年、第二次世界大戦後70周年節目の年を迎えた欧州は、加盟各国がそれぞれの主権を残存させながらも、段階的に重要工業資源管理、貿易、原子力発電、農業政策、国境管理、政治機構等、伝統的国際法世界では従来までには経験したことがない広範かつ重要な各種領域に於ける共同体内部で不可逆的な変化が起こって行った。例示した標記領域での共通化は、一方向に向けて単線的に進んできた訳ではなく、70年の時代全体を貫く歴史の流れの中、様々な要素が複雑に絡み合っ成り立ってきた背景を背負っている。“共同体”という言葉には、捉える文脈によって様々な定義を与えることが出来るが、一般的見解としては“言語・民族・宗教・文化規範等共通する一連の要素を共有する集団であり、当該集団に属する構成員は、構成員相互の間で明示的・默示的に共有されている一定の規律に従って社会生活を営むところに特徴がある”と筆者は定義する。近代以降、欧州でもハンザ同盟、三国同盟等様々な共同体が形成されてきた。冷戦時代の欧州を大きく見れば、社会主義を奉じる東側陣営・資本主義を奉じる西側陣営に分かれて共存し、その中でもCOMECON、EEC等同一経済ブロックに所属する存在に際だって重要な働きが見られた。

社会主義共同体としてのCOMECONは、経済理論的には市場経済を廃棄して、計画経済体制下に於ける社会主義国際分業をその特徴としている。1970年代後半以降、欧州社会主義共同体の盟主であったソ連社会の弱体化、硬直化、非効率化が進んで、後年にはベルリンの壁崩壊（1989年11月）、東西ドイツ統一（1990年10月）を契機として一挙に現出した社会主義体制崩壊は、社会主義国際分業それ自体が経済学的にも不効率であり、不合理であることを露呈するものであった。その反面、資本主義・自由主義原理に基づいて市場を重視するEEC、1993年以降の東欧諸国を含むEUの欧州域内共同体拡大は合理的であって、その反対解釈として歴史的現実から判断する限りでは市場原理が機能しない世界で人為的・政治的に組み立てられた共同体が、結果として幻想にしか過ぎなかったことを改めて白日の下に曝した。EECは西欧資本主義諸国が造り上げた歴史上初の現代的意味に於ける共同体であり、更にそれを一層深化させたEUは経済原理に加えて、共同体域内で営まれる政治や、共同体構成員を規律する法律まで市場原理を越えた政策の束を展開している。域内共通通貨ユーロそれ自体に関する研究と共に、ユーロを司るECB等に関しても、筆者は今後追求すべき学問的課題として更に一層詳細な研究をして行く所存である。研究成果に関しては、別稿として公刊する予定である。

以上

引用・参考文献

- 植田隆子編『現代ヨーロッパ国際政治』岩波書店, 2003年。
- 植村博恭・山田鋭夫訳/R.Boyer著『ユーロ危機 欧州統合の歴史と政策』藤原書店, 2013年。
- 大谷良雄『概説EC法』有斐閣, 1982年。
- 大西健夫・岸上慎太郎編『EU政策と理念』早稲田大学出版会, 1995年。
- 大西健夫・岸上慎太郎編『EU統合の系譜』早稲田大学出版会, 1995年。
- 小笠原欣幸『衰退国家の政治経済学』勁草書房, 1993年。
- 興津征雄・濱本正太郎 編著 シリーズ激動期のEU 第3巻『ヨーロッパという秩序』勁草書房, 2013年。
- 金丸輝男編著『EUとは何か 欧州同盟の解説と条約』日本貿易振興会, 1994年。
- 金丸輝男編著『ECからEUへー欧州頭語の現在』創元社, 1995年。
- 久保広正・吉井昌彦編著 シリーズ激動期のEU 第1巻『EU統合の深化とユーロ危機・拡大』勁草書房, 2013年。
- 島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編『EU入門』有斐閣, 2000年。
- 坂井一成編『ヨーロッパ統合の国際関係論』芦書房, 2003年。
- 庄司克宏『EU法 基礎篇』岩波書店, 2003年。
- 庄司克宏『EU法 政策篇』岩波書店, 2003年。
- 須網隆夫『ヨーロッパ経済法』新世社, 1997年。
- 辰巳浅嗣編『EU-欧州統合の現在 [第3版]』創元社, 2012年。
- 田中素香『ユーロ』岩波書店, 2002年。
- 田中素香・春井久志・藤田誠一編著『欧州中央銀行の金融政策とユーロ *The Euro and Monetary Policy of the ECB*』有斐閣, 2004年。
- 新田俊三『ヨーロッパ中央銀行論』日本評論社, 2001年。
- 早川勝訳/Ernst-Joachim Mestmaeker著『EUの法秩序と経済秩序－法と経済の関係についての基本問題－』法律文化社, 2011年。
- 平島健司『EUは国家を超えられるか－政治統合のゆくえ』岩波書店, 2004年。
- 廣田功・森建資編『戦後再編期のヨーロッパ経済』日本経済評論社, 1998年。
- 森井裕一編『国際関係の中の拡大EU』信山社, 2005年。
- 力久昌幸『イギリスの選択 欧州統合と政党政治』木鐸社, 1996年。
- 力久昌幸『ユーロとイギリス：欧州通貨統合をめぐる二大政党の政治制度戦略』木鐸社, 2003年。
- 鷺江義勝編著『リスボン条約による欧州統合の新展開－EUの新基本条約－』ミネルヴァ書房, 2009年。
- Frowein, "Legitimation und Wirkung des Rechts in der Eurpaeischem Union" /Gemeinshcaft in: Mueller-Graff (Hrsg.) Perspektiven des Rechts in der Euroaeischen Unuion, Heiderberger Forum fuer Europaeisches Recht, Bd.1. 1999.
- Tietmeyer "Wahrungsstabilitaet fuer Europa, Betitraege, Reden und Dokumente zur Europaischen Waerungsinteragation aus vier Jahrezehnten 1996.
- Joerges/Meyer "From Intergovernmental Bargaining to Deliberative Political Processes" The Constitutionalisation of Comitology" Law Journal Vol III 1997.

以上